

令和 4 年 8 月 10 日

第 7 回
議 事 録

小国町農業委員会

令和4年第7回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年8月10日（水）午後1時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 301号室

3. 出席委員（農業委員8名 計8名）

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1 番	石松 雄平
委 員	2 番	梅木 美代
	3 番	穴井 英雄
	4 番	飯沼 由彦
	5 番	宮崎 博美
	6 番	佐藤 仲子
	7 番	穴井 千年

農地利用最適化推進委員 上田地区 河津 有隆 、 松本 和昭
北里地区 後藤 信介 、 木附 栄三
西里地区 二田水 宏一 、 佐藤 三代司

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第1号番号2 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	穴井 徹
事務局職員（係長）	橋本 弘二
事務局職員（主査）	波多野 裕

7. 会議の概要

事務局 長 ただ今から、令和4年第7回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。

 それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、2番梅木美代委員、3番穴井英雄委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議 長 日程第2 議案第1号番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の1ページを開いてください。農地法第3条の規定による許可申請であります。下記の農地について申請がありましたので審議を求めます。令和4年8月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明代読です。

 議案番号1、農地の所在は、大字上田字〇〇、地目は、登記簿田、現況田、面積2,018㎡です。権利の種別は3条交換移転、譲り渡し人、譲り受け人は記載の通りです。申請事由は、農地を集約し効率的に営農を行うため、詳細は別冊資料1をご覧ください。別冊資料の1から7ページが、許可申請の写しになっています。抜粋しますが、3ページに自作農地の田が18,752㎡、畑が2,519㎡、合計が21,271㎡です。借り入れ農地はありません。4ページ、作付け予定の作物と面積が記載されています。水稻15,789㎡、ほうれん草7,000㎡、自家消費野菜500㎡、合計

23,289 m²です。その下の欄に農機具等の保有状況が記載されています。続きまして 5 ページ、下の方に権利取得後の農地面積は、23,289 m²になります。6 ページが周辺地域との関係、7 ページが地域との役割分担状況が記載されています。8 ページが航空写真、9 ページが字図、10 ページが現地立会時の写真、11 ページが確認書です。要件につきましては、全部効率、農作業常時従事、下限面積など全て満たしています。番号 1 の説明は以上です。

続けて番号 2 です。番号 1 と関係がありますので、続けて説明します。議案番号 2、農地の所在は、大字西里字〇〇、〇〇、〇〇の 3 筆です。地目は、全て登記簿田、現況田です。面積は、上から 386 m²、409 m²、2,674 m²、合計 3,469 m²です。権利の種類は 3 条交換移転、譲り渡し人、譲り受け人は記載の通りです。申請事由は、農地を集約し効率的に営農を行うためです。詳細は、別冊資料 1 をご覧ください。別冊資料の 12 から 18 ページが許可申請の写しになっています。14 ページに自作農地の田が 14,704 m²、畑が 883 m²、合計が 15,587 m²です。借り入れ農地はありません。15 ページ、作付け予定の作物と面積が記載されています。水稻 18,173 m²、野菜 883 m²、合計 19,056 m²です。その下の欄に農機具等の保有状況が記載されています。16 ページ、権利取得後の農地面積 19,056 m²です。17 ページが周辺地域との関係、18 ページが地域との役割分担状況が記載されています。19 ページが航空写真、20 ページが字図、21 ページが現地立会時の写真、22 ページが確認書です。要件につきましては、全部効率、農作業常時従事、下限面積など全て満たしています。番号 2 の説明は以上です。

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の佐藤仲子委員から番号 1 の議案について報告をお願いします。

6 番 この案件については 8 月 4 日に私と松岡会長、河津推進委員、松本推進委員、事務局で現地を確認しました。申請地は、管理がされている優良な農地でした。譲受人の方がこの申請地で営農されていくということで、問題はないかと思われます。

議長 事務局の説明に関連して、担当の穴井千年委員から番号 2 の議案について報告をお願いします。

7 番 この案件については 8 月 4 日に私と佐藤仲子委員、佐藤三代司進委員、事務局で現地を確認しました。申請地は、管理がされている農地でした。譲受人の現住所は、町外になっておりますが、小国町に住宅があり、この申請地の農地で営農をしている方です。譲受人の方がこの申請地で営農されていくということで、問題はないかと思われます。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 番号 2 の買い手の方のことですが、15 町 8 反は自作ですか。誰かに貸しているのですか。

6 番 自作です。

3 番 番号 2 の買い手〇〇さんは、小国出身の方ですか。

7 番 〇〇さんは、小国の〇〇出身の方です。

3 番 農作業はされているのですか。

7 番 田植え等される時は、小国に帰ってきているようです。

議 長 それでは、採決いたします。議案第 1 号番号 1 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 1 は原案の通り決定しました。

議 長 続きまして、番号 2 について採決いたします。議案第 1 号番号 2 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 2 は原案の通り決定しました。

議 長 次に、日程第 4 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の 2 ページを開いてください。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見であります。下記の農地の申請について意見がありましたので意見を求めます。令和 4 年 8 月 10 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明代読です。

議案第 2 号番号 1、農地の所在は、大字北里字〇〇、地目は、登記簿原野、現況畑、面積 44,628 m²のうち 6,676 m²です。権利は、使用貸借。貸付け人、借受け人は記載の通りです。一時転用目的は、仮設事務所及び資材置場等として利用とのことです。一時転用期間は、2 年間です。詳細は別冊資料 1 をご覧ください。別冊の 23 から 24 ページが許可申請書の写しです。25 ページが航空写真、26 ページから 27 ページが事業計画書です。土地の選定理由、事業の目的及び必要性、計画概要、給排水計画、被害防除計画、資金計画の記載があります。28 ページが配置平面図、29 ページが計画平面図、30 ページが排水計画平面図、31 ページが土地代替えの検討表、32 ページが代替えを検討した位置図、33 ページが字図、34 ページが現地立会時の写真、35 ページが確認書です。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の穴井英雄委員から報告をお願いします。

3 番 この案件については 8 月 4 日に私と後藤推進委員、木附推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、採草地として利用している農地でした。転用者の事業実施のために農地の一部を一時的に転用するとのことです。必要最低限の期間と転用面積でおこなうとのことで、やむおえない一時転用と思われます。以上で報告を終わります。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

7 番 23 ページに牧草ロール 1 個と記載ありますが、どういう意味ですか。

事 務 局 申請地の 10a 当たりの普通収穫高を記載しています。

7 番 ということは、手入れをしていないということですか。牧草ロール 1 個は、とても考えられないです。

事 務 局 永年草を収穫していたようなので、あまり手入れが行き届いていなかったと言われていました。ただ、現在は飼料が高騰しているので、これから肥培管理をしっかりして収量は上げていくと話していました。

7 番 牧草は、全て馬の餌にする予定ですか。

事 務 局 そうです。

6 番 議案の備考に一時転用期間が 2 年間と記載がありますが、2 年後には、また牧草が収穫できるということですか。

事 務 局 一時転用なので 2 年間の期間が満了したら、農地に原形復旧することになっています。おっしゃる通り原形復旧後に農地として利用されます。

1 番 関連ですが、2 年間の一時転用期間が満了したら、原形復旧されているかは、事務局が確認しに行くのですか。少し心配なのが、期間が過ぎても作業場として、利用される可能性があるのではないかと考えてしまいます。発電事業なので 2 年間で本当に撤去されるのかと不安に思います。

事 務 局 どのような方法で確認するかは、確定していませんが、原形復旧されているかの確認はします。事務局のみで確認、若しくは農業委員と一緒に確認するのか等です。確認方法は決まっていますが、転用期間が満了したら確認はするべきと思います。

6 番 この一時転用期間 2 年間の根拠はなんですか。

事務局 転用事業者が事業計画の目的を達成するのに 2 年間の一時転用が必要ということです。

1 番 一時転用期間を超過した場合は、罰則等はないのですか。

事務局長 期間延長の許可申請をするのか。または、違反転用として扱われ、法に則り処理がされることになります。

議長 それでは、採決いたします。議案第 2 号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員挙手ですので、議案第 2 号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第 7 回総会を閉会致します。

令和 4 年第 7 回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

2 番

3 番